



赤穂市監査委員公表第6号

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の監査結果に基づき講じた措置について、赤穂市長から報告がありましたので、次のとおり公表する。

令和3年8月4日

| | |
|---------|-------|
| 赤穂市監査委員 | 寺田 榮治 |
| 同 | 西川 浩司 |

監査結果に基づく措置報告書

| 監査対象部局 | 公の施設 赤穂元禄スポーツセンター、赤穂海浜スポーツセンター及びみなと広場 指定管理者 神姫バスグループ&特定非営利活動法人赤穂市スポーツ施設管理運営協会共同事業体代表団体 株式会社ホープ 所管 建設部 公園街路課 | |
|--|---|--|
| 監査の名称と公表年月日 | 財政援助団体等監査 令和3年1月25日 | |
| 監査執行年月日 | 令和2年11月2日から令和3年1月21日まで | |
| 監査結果 (指摘事項・意見) | 措置区分 | 措置状況 |
| 自主事業の承認について 指定管理者管理運営基準において、参加料・受講料等はあらかじめ市の承認を得なければならないとされている。この点、前回監査において市の発出する承認通知文書に参加料・受講料を明記するよう改善する旨回答があったにもかかわらず改善されていなかった。指定管理者管理運営基準に基づき修正されたい。 | 措置済 | 指定管理者が行う自主事業に関して、市が発出する承認通知文書に参加料・受講料等を明記するよう徹底した。 なお、申請内容に不明確な部分がある場合には、指定管理者に確認を行った上で承認することとし、内容に不備が無い複数人で確認を行うこととしている。 |
| 財産台帳の作成について 指定管理者は、基本協定書において財産を取得したときは速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにすることと記載されている。また、指定管理者管理運営基準では台帳に記載する事項について規定されている。しかしながら、 | 措置済 | 指定管理者へ適切な備品管理及び台帳整備を指導した結果、早急に備品台帳が整備された。また、設置者を市と指定管理者に区分した上で、備品台帳を作成している。今後も適切な備品管理が行われるよう、指定管理者に対して指導監督を徹底する。 |

様式1

| | | |
|--|--|--|
| <p>これを踏まえた記載内容になっておらず、前回監査において改善する旨回答があったにもかかわらず実施されていなかった。加えて、市が設置したものと指定管理者が設置したものを区分して備品台帳を作成することとされているが、帰属が不明瞭なものが見受けられた。台帳の都度作成と、適切な備品管理を行うよう速やかに改められたい。また、市は指定管理者に対して適時適確に指導監督を行うこと。</p> | | |
|--|--|--|

(記入要領)

- 1 「措置区分」欄には、措置済、実施中、検討中、未措置の区分から選択し、記載すること。
- 2 「措置状況」欄には、指摘事項に対する措置の状況を具体的に記載すること。